

茨城県全域(水戸市を除く)で 盛土等を行う場合は許可が必要です！

- ・令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）が施行されました。
- ・茨城県では、令和7年4月1日に水戸市を除く県内全域を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始します。

茨城県規制区域図

令和7年4月1日以降の
工事が対象だよ！

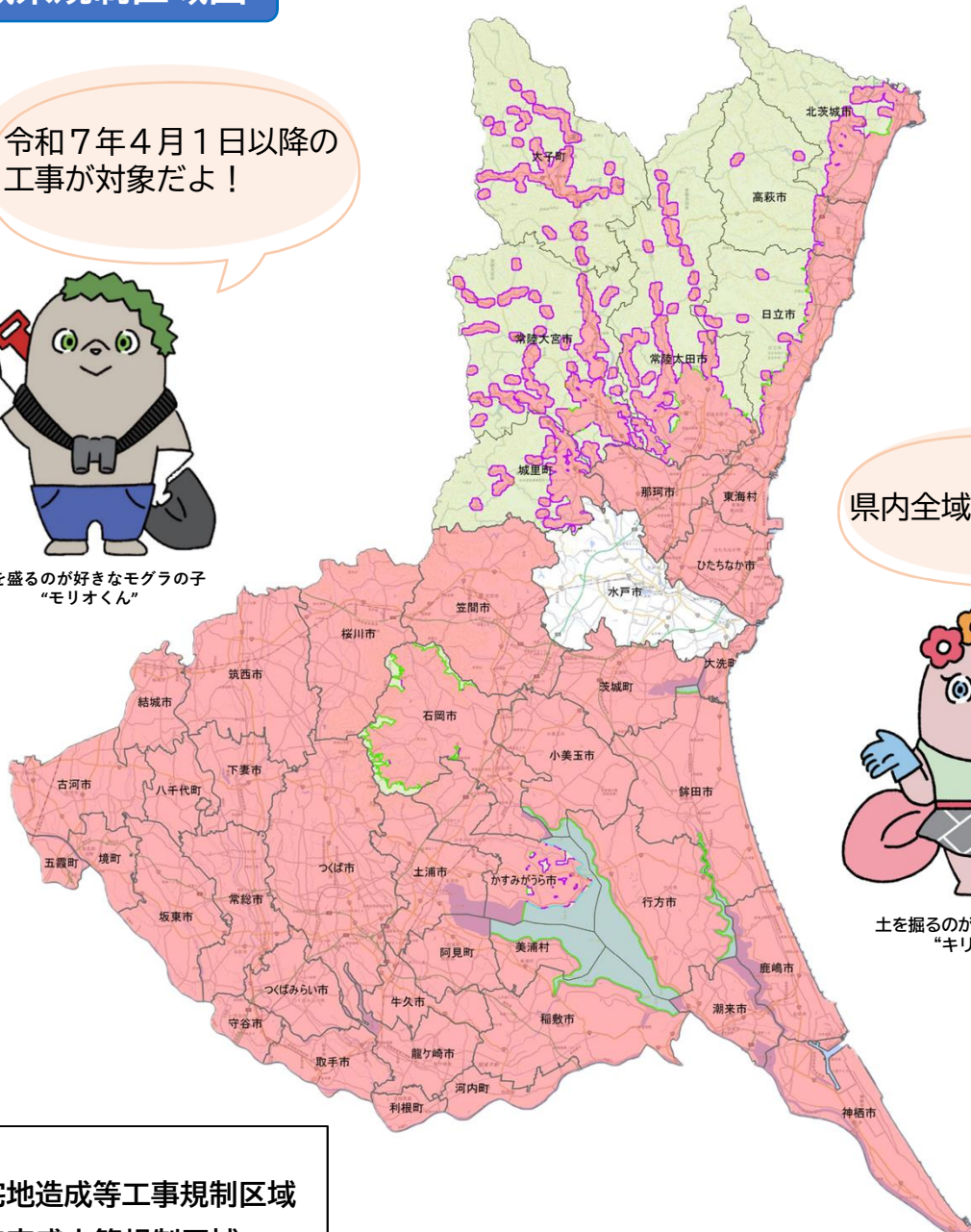


土を盛るのが好きなモグラの子
“モリオくん”

県内全域が指定されます



土を掘るのが好きなモグラの子
“キリコちゃん”



凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域

区域指定されると…

- 一定規模以上の盛土等を行う場合には許可が必要となります。
- 土地所有者等は盛土等を安全に保つ必要があります。
- 区域指定時点で工事中の盛土等については届出が必要です。

規制対象となる行為

指定される区域によって、規制対象となる規模が異なります。

宅地造成等工事規制区域

許可				
①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く）※2
⑥最大時に増積する高さが2m超 かつ面積が300㎡超となるもの		⑦最大時に増積する面積が 500㎡超となるもの		

特定盛土等規制区域

届出				
①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが2m超 5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）※2
⑥最大時に増積する高さが2m超 5m超 かつ面積が300㎡超 1,500㎡超となるもの		⑦最大時に増積する面積が 500㎡超 3,000㎡超となるもの		

※1 崖とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※2 形質変更や土石の堆積をする前後の地盤面の標高の差が30cm以下の場合は規制対象外となります。

許可申請から工事完了までの流れ

①許可申請前

- ・土地の所有者等
全員の同意
- ・周辺住民への周知

②許可申請・許可

- ・許可基準への適合
- ・茨城県知事の許可

③工事着手

- ・現場での標識掲出
- ・定期報告
- ・中間検査

④工事完了

- ・完了検査

※都市計画法に基づく開発許可を受けて行われる工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、③以降が適用されます（みなし許可）

事前相談受付先

事前相談受付窓口	管轄市町村
県央建築指導室 〒310-8555水戸市笠原町978番6（県庁行政棟1階） 電話番号029-301-4787（直）	笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
県北県民センター建築指導課 〒313-0013常陸太田市山下町4119（常陸太田合同庁舎1階） 電話番号0294-80-3344（直）	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
鹿行県民センター建築指導課 〒311-1593鉾田市鉾田1367-3（鉾田合同庁舎付属庁舎2階） 電話番号0291-33-4113（直）	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南県民センター建築指導課（宅地グループ） 〒300-0051土浦市真鍋5-17-26（土浦合同庁舎第2分庁舎2階） 電話番号029-822-7079（直）	土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西県民センター建築指導課（宅地グループ） 〒308-8510筑西市二木成615（筑西合同庁舎2階） 電話番号0296-24-9154（直）	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

※水戸市内で行う工事の盛土規制法に関する相談は、水戸市役所 建築指導課（TEL：029-306-6590）にお問い合わせください。

許可申請に関する手続きの詳細は、茨城県のホームページをご覧ください。

茨城県 盛土規制法

検索

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/moridokisei/moridokiseihou.html>